

定 款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 一般相談支援事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヘ) 障害児相談支援事業の経営
- (ト) 地域活動支援センターの経営
- (チ) 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業・体制強化事業）の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府富田林市大字甘南備216番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議

員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員の定数及び会計監査人の設置）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定

した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第24条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第25条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

- 第26条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 運営協議会

(運営協議会の設置)

- 第27条 この法人に、地域や利用者の家族等の意見を聴取するため、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第28条 運営協議会の委員は4名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第29条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第30条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(その他)

第31条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第六章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会に議長を置く。

2 議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その都度理事の互選で定める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長、ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 101,000,000円

(2) 土地・建物 別表のとおり

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第46条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第39条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第43条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第44条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第八章 公益を目的とする事業

(種別)

第46条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことがで

きるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 大阪I N A職業支援センターの事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第九章 解散

（解散）

第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

（定款の変更）

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	湯	川	宏
理 事	石	川	郎
〃	大	塚	紀
〃	岡	村	夫
〃	賀	集	一
〃	金	子	郎
〃	西	岡	潔
〃	畠	中	作
〃	浜	田	雄
〃	早	川	次
〃	広	瀬	治
〃	広	瀬	佐
〃	松	井	子
〃	松	原	造
〃	三	井	松
監 事	鎌	田	一
〃	森	井	蔵
		庄	内

附 則

平成16年4月1日付けの定款変更の認可申請に伴い設置された評議員会の評議員の任期は、定款第18条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成29年8月23日から施行する。

附 則

この定款は平成29年11月6日から施行する。

附 則

この定款は平成30年11月16日から施行する。

附 則

この定款は平成 31 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この定款は令和元年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は令和 3 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は令和 6 年 8 月 13 日から施行する。

別表（第38条関係）

土地

名称	所在	地番	地積 (m ²)
地域生活総合支援センターあい敷地	大阪府茨木市玉櫛二丁目	332番3	2753.15
地域生活総合支援センターいま敷地	大阪府守口市寺方本通二丁目	3番66	1044.49
		3番67	564.37
		3番68	11.70
		3番69	24.13
		3番70	428.93
		3番71	583.05
		3番72	583.12
グループホームスイートピー敷地	大阪府富田林市西板持町二丁目	277番2	594.14
		277番3	5.85
地域生活総合支援センターワークぐみのき敷地	大阪府大阪狭山市東茱萸木三丁目	2153番	3088.57
	大阪府富田林市須賀三丁目	447番	1097.49
		515番	438.00
ワークさつき敷地	大阪府泉大津市春日町	184番1	1529.14
グループホームペンギン敷地	大阪府和泉市伯太町二丁目	797番90	509.69
グループホームしろくま敷地	大阪府和泉市寺田町二丁目	14番4	615.37
		14番6	424.23
じょぶライフだいせん敷地	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町四丁	126番	3915.31
地域生活総合支援センターさらら敷地	大阪府河内長野市西之山町	984番1	1967.66
地域生活総合支援センターおんど敷地	大阪府松原市上田八丁目	24番11	2800.07

建物

名称	所在	種類	構造	床面積 (m ²)
法人事務局建物	大阪府富田林市大字甘南備216番地	事務所	鉄骨造セメント板ぶき平家建	560.33
すくよか建物	大阪府富田林市大字甘南備216番地	病院	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 4496.21
				2階 972.18 計 5468.39
同 附属建物		集塵庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	8.38
かんなびのさと建物	大阪府富田林市大字甘南備216番地	老人ホーム	鉄筋コンクリート・鉄骨造スレートぶき・陸屋根平家建	4657.98
		集塵庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	3.85
こんごう建物	大阪府富田林市大字甘南備216番地	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	3524.21
かつらぎ建物	大阪府富田林市大字甘南備216番地	養護所	鉄骨造陸屋根平家建	276.02
	同 附属建物	養護所	鉄骨造陸屋根平家建	2270.83
	同 附属建物	養護所	鉄骨造陸屋根平家建	246.17
	同 附属建物	養護所	鉄骨造陸屋根平家建	119.17
	同 附属建物	集塵庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	9.28
	同 附属建物	養護所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	280.13

にじょう建物	大阪府富田林市大字 甘南備216番地	養護所	鉄骨造陸屋根平家建	3945.48
明光ワークス建物	大阪府箕面市稻六丁 目844番地1	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 353.66 2階 378.12 計 731.78
	同 附属建物	養護所	鉄骨造陸屋根2階建	1階 421.69 2階 419.74 計 841.43
	同 附属建物	養護所	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板 ぶき 地下1階付2階建	1階 795.78 2階 642.44 地下1階 447.45 計 1885.67
	同 附属建物	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	54.48
地域生活総合支援センターあい建物	大阪府茨木市玉櫛二 丁目332番地3	養護所・ 事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階 建	1階 422.28 2階 427.68 計 849.96
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき 2 階建	1階 272.56 2階 278.64 計 551.20
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき 平家建	250.95
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき 平家建	250.95
	同 附属建物	集塵庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平 家建	4.74
	同 附属建物	事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	1階 52.11 2階 52.11 計 104.22
	同 附属建物	事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階 建	1階 461.83 2階 487.25 計 949.08
地域生活総合支援センターいま建物	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき 平家建	271.88
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき 平家建	271.88
	同 附属建物	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階 建	1階 285.12 2階 285.12 計 570.24
	同 附属建物	倉庫	鋼板造合金メッキ鋼板ぶき 平 家建	3.49
	同 附属建物	倉庫	鋼板造合金メッキ鋼板ぶき 平 家建	5.79
	グループホームスイ ートピー建物	養護所	鉄骨造スレートぶき 平家建	271.45

地域生活総合支援センター -ワークくみのき建物	大阪府大阪狭山市東 茱萸木三丁目2153番 地 富田林市須賀三丁目 447番地、515番地	養護所・ 事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	989.82
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき平家建	272.76
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき平家建	272.16
	同 附属建物	倉庫	鋼板造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	14.94
ワークさつき建物	大阪府泉大津市春日 町184番地1	障害者 授産施設	軽量鉄骨造鋼板ぶき2 階建	1階 474.18 2階 467.42 計 941.60
グループホームペン ギン建物	大阪府和泉市伯太町 二丁目797番地90	養護所	鉄骨造スレートぶき平家建	271.32
グループホームしろ くま建物	大阪府和泉市寺田二 丁目14番地4	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	271.00
じょぶライフだいせ ん建物	大阪府堺市堺区旭ヶ 丘中町四丁126番地	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根2 階建	1階 1985.90 2階 1464.83 3450.73
地域生活総合支援センタ ーから建物	大阪府河内長野市西 之山町984番地1	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階 建	1階 445.90 2階 452.25 計 898.15
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき平家建	268.81
地域生活総合支援センタ ーおんど建物	大阪府松原市上田八 丁目24番地11	養護所・ 事務所	鉄骨造スレートぶき2階建	1階 427.40 2階 433.88 計 861.28
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき2階建	1階 272.44 2階 272.44 計 544.88
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき平家建	248.48
	同 附属建物	養護所	鉄骨造スレートぶき平家建	248.48
	同 附属建物	集塵庫	鋼板造鋼板ぶき平家建	4.25